

令和8年度 すみのえ運動遊び・体験プログラム事業業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和8年度 すみのえ運動遊び・体験プログラム事業業務委託

2 業務内容

（1）事業の目的・概要

幼少期に必要な運動基本動作を身につけるために、楽しく遊び感覚で運動に取り組めるような環境整備を行うとともに、運動習慣及び体力の向上を図るとともに、様々な体験を通して自己肯定感や好奇心、挑戦する気持ちを育むことにより、こどもたちの心身の健やかな成長を促す機会を創出する。

（2）委託業務内容

大阪市立粉浜幼稚園（以下「幼稚園」という。）における園児、住之江区内市立保育所2園における園児（人数は各園の規模に応じて設定予定）等の自由遊び時間等の様子の観察や、幼稚園・保育所が抱えている課題等のヒアリングを行い、楽しく遊び感覚で運動に取り組めるようなニーズに沿ったノウハウを提供する。

併せて、園児のやる気や好奇心を引き出す役割としてプレイリーダーを養成し、プレイリーダーと園児とが一体となって運動遊びを行い、教員・保育士全体の専門性を向上させ、年間を通じた運動意識の醸成を図るとともに、幼少期からの運動習慣及び体力の向上に繋げていく。

さらに、探究的な見方・考え方を働かせ、様々な体験プログラムを通して自己肯定感、好奇心、挑戦する気持ちを育み、こどもたちの心身の健やかな成長を促す機会を創出する。

具体的な内容については別紙「仕様書」4．業務内容を参照のこと。

（3）契約上限額

金2, 747, 250円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

（5）実施場所

住之江区内 詳細は別紙「仕様書」4．業務内容を参照のこと。

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払い

実績報告の提出を受け、発注者の検査を経て受注者からの請求に基づき支払う。

（3）契約書

別紙「契約書」を参照のこと。

（4）契約保証金

大阪市契約規則第37条第1項第1号もしくは第3号に該当する場合は免除

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次の要件すべてを満たすものが、公募型プロポーザルに参加することができる。

(1) 法人または事業を営む個人・その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるもの）であること。国・地方公共団体は除く。

(2) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 破産者、成年被後見人、被保佐人、被補助人

イ 会社更生法に規定する更生手続き、または民事再生法に規定する再生手続きの申立てをしている者又は申立てをなされている者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者

エ 金融機関から取引の停止を受けている者

オ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置要件に該当すると認められる者

(3) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。その他公租公課についても同様とする。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる

事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。

ウ 構成員すべての事業者が上記（１）～（５）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 代表者を含む構成員は、それぞれに単独もしくは他の共同体の構成員として応募することはできない。

5 スケジュール

月 日	曜日	内 容
令和7年12月15日	月	プロポーザル公募開始
令和7年12月19日	金	質問票受付締切
令和7年12月25日	木	質問に対する回答公表
令和8年1月16日	金	プロポーザル参加申請締切
令和8年1月20日	火	参加資格決定通知送付
令和8年1月30日	金	企画提案書提出締切
令和8年2月9日頃	月	委託事業者選定会議（プレゼンテーション等）
令和8年2月13日頃	金	選定結果通知、最終選定結果公表
令和8年4月1日	水	契約締結
令和8年4月1日	水	事業開始
令和9年3月31日	水	事業完了

6 応募手続き等

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までは行わない。なお、申請書類等については、大阪市のホームページよりダウンロードすること。

（１）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）午後5時30分まで
（本市の休日を除く毎日、9時00分から17時30分まで。ただし、12時15分から13時00分を除く）

※いかなる理由があっても締切以降の提出は受け付けません

イ 提出書類

(ア) 参加申請書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ウ) 法人又は団体の概要（様式第3号）

(エ) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

※法人以外の団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出すること

(オ) 直近1か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

(カ) 直近1か年の市町村民税及び固定資産税の納税証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記(エ)(オ)(カ)を省略できる

ウ 提出部数 各1部

エ 提出方法 住之江区役所保健福祉課（教育担当）へ持参すること。郵送、Eメールならびにファックスでの提出は不可とする。

オ 参加資格決定通知 令和8年1月20日（火）Eメールにて通知

(2) 質問及び回答

- ア 受付期間 令和7年12月15日(月)から同月19日(金)午後5時30分まで
- イ 提出書類 公募型プロポーザル応募に係る質問票(様式第4号)
- ウ 提出方法 Eメール件名に【すみのえ運動遊び・体験プログラム事業】と明記のうえ、Eメールにて提出すること。持参、送付ならびにファックスでの提出及び電話での問い合わせは不可とする。
- エ 回答の公開 令和7年12月25日(木)午後5時30分までに大阪市ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

(3) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和8年1月20日(火)から同月30日(金)午後5時30分まで
(本市の休日を除く毎日、9時00分から17時30分まで。ただし、12時15分から13時00分を除く)
受付期間経過後は、理由のいかんを問わず、受付を行わない。
- イ 提出書類 企画提案書(様式第5号)
- ウ 提出部数 9部(正本1部、副本8部)
企画提案書は1案のみ提出可能とする。提案事業者名の記載は正本1部のみとし、副本8部には記載しないとともに、他に事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないこと。
- エ 提出方法 住之江区役所保健福祉課(教育担当)に持参すること。
(郵送、FAX、Eメールでの提出は受け付けない。)
- オ 記載内容
- (ア)本業務に対する考え方、実施方針について
 - (イ)本業務の実施方法、手法等について
 - ・プログラムのテーマ、手法、実施形態等
 - ・テーマ、日時、時間、手法、実施形態等を具体的に記載したスケジュール
 - (ウ)本業務にかかる実施体制について
 - ・従事者の配置体制について
 - ・個人情報の管理体制について
 - (エ)業務実施スケジュールについて
 - (オ)危機管理体制について
 - ・災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制について
 - (カ)提案のアピールポイントについて
 - ・企画の工夫や体制等について、特にアピールしたい点について
 - (キ)過去5年間の類似事業、実績
 - ・他の事業等における実施体制、対象者、時間数、回数、実施内容等について、本事業の提案内容と比較できるように記載すること
 - (ク)本事業における経費内訳書
 - ・業務実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、光熱費、通信費、交通費、保険料等
 - (ケ)その他
 - ・企画提案書はA4サイズ縦型とすること
 - ・図表等については必要があればカラーで記載すること
 - ・文字の大きさについては10p以上とすること
 - ・枚数制限は設けていないが、決められたプレゼンテーションの時間内で説明可能な分量とすること

7 事業者選定

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、令和8年度 すみのえ運動遊び・体験プログラム事業業務委託事業者選定会議(以下、選定会議)が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定会議は審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション及び質疑応答(予定)
- (ア)開催日時 令和8年2月9日(月)午後(開始時刻は別途Eメールにてお知らせしま

す)

(イ)実施場所 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所内

(ウ)出席人数 1団体につき、2名までとする。

(エ)所要時間 1団体についてプレゼンテーション15分以内、質疑応答10～15分程度

(オ)プレゼンテーション及び質疑応答の方法

提出した企画提案書をもとに口頭にてプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。資料の追加や変更、プロジェクターでの資料投影は認めない。

(2) 選定基準

審査は、選定会議が下記の選定評価基準に基づき、メンバーの平均評価点（以下、評価点）により事業者を選定する。

評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、幼稚園等の状況にあわせた実施を求めるため、「事業の実施体制」の評価が高い事業者を優先し決定する。

なお、評価点が60点に満たない場合は、選定対象としない。

選定評価基準は次のとおりである。

事業の企画内容		
1	目的・目標の実現に向けた具体的な提案となっているか	50
2	事業スケジュールは無理のない計画となっているか	
3	独自のアイデアや創意工夫など特筆すべき提案があるか	
4	教員が自ら体験する内容となっているか	
5	教員向けのプログラムとしての工夫があるか	
事業の実施体制		
1	事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるか	30
2	事業実施に必要な専門的知識・能力等があるか	
類似事業の実績		
1	本業務と同種・類似した業務実績はあるか	10
費用積算根拠の妥当性		
1	費用の積算根拠は明確に示されているか	10
2	効率的で妥当な経費により提案されているか	
合 計		100

(3) 失格事由

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 選定会議メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

エ 提出書類に虚偽の記載を行った場合

オ 経費見積額が2（3）の上限額を上回っている場合

カ プレゼンテーション及び質疑応答を欠席した場合

キ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、大阪市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) その他

本事業については、令和8年度大阪市予算原案に基づく公募であるため、契約締結は令和8年度予算の成立を条件とする。

提出先、問合せ先

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17

大阪市住之江区役所 保健福祉課 教育担当 1階3番窓口

TEL：06-6682-9993

FAX：06-6686-2039

Eメール：tt0012@city.osaka.lg.jp